

新公益法人制度に関する説明会の開催

7月30日に、島根県民会館中ホールで、内閣府公益認定等委員会事務局職員ほかを講師として新公益法人制度に関する説明会が開催された。この説明会は、公益法人制度改革関連3法律が本年12月1日に施行されるのを前に、島根県公益法人事務担当職員等を対象に開かれたものである。

内閣府公益認定委員会原正之事務局長の挨拶に続き、各講師から、新公益法人制度の概要、新制度における税制（国税，地方税関係）等について説明があった。

原事務局長からは、新しい制度では、法人のガバナンス（法人を運営していくためのルール）を法律で定めているので、法人の従来の運営方法を見直していく必要がある。また、一般、公益法人それぞれにメリットと制約があるので、内閣府の「公益認定等委員会」ホームページにも掲載されている新制度に関する情報等を参考に、それぞれの財団でよく検討し判断されたい。移行期間が5年間あり、この期間を十分生かしてしっかりと準備していただきたいなどの挨拶があった。

なお、本学からは社会・国際連携課と経理調達課から4名が出席した。